

障害者の地域生活の推進に関する検討会 開催要綱（案）

1 趣旨

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉障害施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（以下「整備法」という。）に基づき、本年4月より障害者総合支援法が施行されているところであるが、整備法において平成26年4月に施行することとされている事項のうち、障害者の地域生活を支えるための事項について、その在り方について総合的に検討し、障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会づくりを推進するため、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

2 検討事項

- ケアホームとグループホームの一元化の在り方
- 重度訪問介護の対象拡大の在り方
- 平成24年衆参両院の附帯決議において掲げられた
「地域における居住支援等の在り方」
※「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。」
- その他

3 構成等

- (1) 検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (4) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (5) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- (6) その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4 その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が行う。

精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会 開催要綱（案）

1. 趣旨

第183回国会で成立した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律により新たに策定することとされた精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針（厚生労働大臣告示。以下「指針」という。）に記載すべき内容等について、有識者、関係者の参集を得て検討を行う。

2. 検討事項

（1）以下の指針の内容に関する事項

- ①精神病床の機能分化に関する事項
 - ②精神障害者の居宅等における保健医療サービスおよび福祉サービスの提供に関する事項
 - ③精神障害者に対する医療の提供に当たっての医師、看護師その他の医療従事者と精神保健福祉士その他の精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識を有する者との連携に関する事項
 - ④その他良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する重要事項
- （2）その他精神保健医療福祉に関する事項

3. 構成等

- （1）検討会は、社会・援護局障害保健福祉部長による検討会とし、社会・援護局障害保健福祉部長が開催する。
- （2）構成員は、別紙のとおりとする。
- （3）検討会に座長及び座長代理を置く。
- （4）座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- （5）座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。
- （6）その他、検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

検討会の庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。